



10

抑制から活用へ ChatGPTが2022年冬に公開、2023年春にかけ内外の大学が剽窃等の危惧から試験での使用を原則禁止するといった抑制的対応が報道を賑わせた。夏にかけ、一方で試験を手書きや口頭試問に戻し従来の学習と教育を守ろうとする動きが、他方で今後一般化する

る。田中(2025)はこれらガイドラインの内容について分析し、9大分類20細目にカテゴリー分けをする。セキュリティやハルシネーションといった基本的な項目を含む学生向けの使用上の注意や成果物における利用の明示、何が禁止されているかといった項目は多くのガイドラインが言及し定着した。とはいえ、なぜそれらが必要かという学生向け説明は20%弱に下がり、AIサービ

スへの課金額によって成績が変わりかねないデジタルデバイドの問題や人間とAIの関係に関する要素は一桁台に落ちる。他方、より広い文脈に視線を転じると、これまでガイドラインといった

こうした生成AI「黎明期」に試行錯誤して作られた日本の大学のガイドラインは森木(2024)によりの収集されている

効、日本でも「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」(AI新法等と呼ばれ)が2025年6月に公布され新しい段階に至った。大学としてもこの間の教育や研究の実践に基づき、法的な枠組みも考慮しつつ、活用方針やルールを見直すべき段階である。

変化の速い技術に対応するために 2023年7月の「大

は異なった対応や指導を要請する。こうした変化の速い技術に対し、どのような活用方針とルールを策定できるか。

無論、事前に見直しのサイクルを定め定期的な更新を行うことも大切である。だがEUのAI法もアプローチの参考になるだろう。

北(2025)によれば、EUのAI法は、原案時点では、本文でAIの技術的な定義を、付属

から、予測、コンテンツされた情報について当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう」と定義する。

AIシステムの有害な影響からEUが育んできた基本的な価値を守りつつイノベーションも導く。それにより、進展著

書で詳細を列挙し、付属書側を修正することで技術の変化に対応しようとして(文部科学省)において、既に技術の変化の速さから、教育の状況も見据えた「主体的・継続的に指針等の見直し」をすることが要請されている。たとえば多くのサイト検索に基づき報告書を作成するDeep Res

「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力

与えた人とされるフロリディアは、日本では情報哲学者として知られるがリスクベースのAI評価の構築にも寄与している。彼はAIをどう理解するかについて、(1)人間が知性によって生み出す産物をいかに再生産するか、(2)知性をいかに生物学的でないかたちで作り出すか、の2つの視点が

あると分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「経済社会の発展の基盤となる技術」と位置づけ推進する日本のAI新法はAI関連技術に焦点を当てている。そこでは、

「多様な水準の自律性を伴って機能するように設計され、導入後に状況に応じて適応することができ、明示された・暗黙の目的の

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの

「知性」や「知能」という語を避けるかのよう記述している点である。EUのAI法に影響を

生産(再現)する機能であるか分析する。そこから、AIとは知性ではなく代理行為者として人間の責任を明確にすることが、学習や研究の成果物について、どのよう

に優れたAIを利用しようとも、最終的な責任は人間の側にあるという原則を裏打ちする。機関として研究の場面も含めたAI時代のアカデミック・インテグリティの



# 大学の生成AIの活用方針とルール策定・見直しのために

東日本国際大学 関沢和泉

【参考文献】 1 森木銀河(2024)「ChatGPT/生成AIへの対応を表明した国内の大学一覧」【2024年9月3日現在】 URL: https://note.com/pogchopper/8/n/3126b312f209 2 田中一考(2025)「生成AIガイドライン比較フレームワークの提案」大学教育学会誌、第47巻、第1号 3 北和樹(2025)「EUのAIガバナンス」晃洋書房 4 井奈波明子(2022)「EU AI規則」公益社団法人著作権情報センター 5 L. Floridi (2023). The Ethics of Artificial Intelligence. OUP